

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）  
事後評価実施要項

令和3年8月30日  
成長分野を支える情報技術人材の  
育成拠点の形成（enPiT）事業委員会

## I 目的

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」（以下「本事業」という。）において選定された取組の事業開始から事業終了時までの実施状況等を確認し、事業の成果等を把握するため、本事業を実施する大学に対して、事後評価を行う。

## II 対象・時期

本事業に選定された各取組について、原則として事業開始から事業終了時までの実施状況を評価の対象とする。

## III 実施方法

本事業に選定された取組に対する事後評価は、外部有識者・専門家からなる「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面評価」及び「面接評価」を実施して決定する。

### 1. 書面評価

事業を実施する大学から提出された自己評価報告書に基づき書面評価を行う。書面評価にあたっては、「IV 事後評価方針」の評価項目及び観点を踏まえ、評価を行う。

### 2. 面接評価

書面評価で不明確な事項を確認するために面接評価を行う。面接評価の実施方法は別に定める。

### 3. 委員会における合議による事後評価結果の決定

事後評価結果は、書面評価及び面接評価に基づき、合議により決定する。

## IV 事後評価方針

### 1 評価項目

本事業に選定された取組に対する事後評価は、以下の点に留意して行う。

#### 1-1 運営拠点

- (1) 運営拠点がその機能を十分に発揮するために、事業における運営拠点の位置づけ・役割を明確にして、活動していたか。
- (2) 「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」で得られた知見や成果を効果的に生かす取組を実施していたか。
- (3) 中核拠点と密接かつ具体的な連携協力を行う取組を実施していたか。
- (4) 分野を横断した課題を適切に把握し、課題克服に向けた取組を実施していたか。
- (5) 実践的教育手法に係るFD活動を推進し、教員の育成を行う取組を実施していたか。
- (6) 各分野のシラバスやプログラム・カリキュラムのデザイン・構築にコミットして、調整や指導・助言を行っていたか。
- (7) 当初目標として設定したアウトプット・アウトカムが達成されたか。
- (8) 平成30年度中間評価結果の評価コメントを踏まえた取組を実施し、適切に対応していたか。

## 1-2 中核拠点

### (1) 大学間・産業界等との連携状況

形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校（中核拠点）を中心として連携校や産業界等との連携が円滑に進んでいたか。

- ① 当該分野における実践教育を円滑に遂行する上で必要なマネジメントが、中核拠点を中心として適切に実行されていたか。
- ② 大学及び連携企業等において、人材育成・ネットワーク形成のための役割は適切に機能していたか。
- ③ 補助事業期間中の各年度について、人材育成・ネットワーク形成のための活動が適切に進捗していたか。
- ④ 経費の使途や支出計画が適切か。また、費用対効果の高い取り組みを行っていたか。

### (2) 学部段階での効果的な実践教育

ネットワークを形成する大学及び企業等が緊密に連携し、中核拠点・連携校に加え広く他大学（参加校）からの学生も含め学部3～4年の学生を主な対象とした実践教育が行われていたか。また、実践教育の実施方法及び手段が当該分野の育成する人材像をふまえた効果的な取組が行われていたか。学部学生に対して効果的な実践教育を行っていくための工夫がなされていたか。

- ① 実践教育が、育成する人材像や対象学生を踏まえた効果的な取組として進捗していたか。（学部卒業後に大学院に進学する場合も、社会に出る場合も、いずれにしても学部教育の段階で学生が実践的な力を身につけることの重要性をふまえた取組を実施していたか。）
- ② 実践教育の指導が、教育内容や方法に照らして、十分な能力を有する適切な取組として進捗していたか。

### (3) 教育の実施状況

シラバスやプログラム・カリキュラムのデザイン・構築について、適切に学部教育のカリキュラムに組み込み、実施していたか。

### (4) 大学・企業との協力

実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の間で明確なコミットメントを得つつ、適切な協力がなされていたか。また、連携する企業については、情報サービス企業のみならず、情報技術を活用する企業等、幅広い関係企業との間で円滑に実施されていたか。

(5) 適切な規模での人材育成

代表校（中核拠点）や連携校を超えた、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育が行われていたか。

- ① 補助事業期間中の各年度について、実践教育に参加する参加校数や学生数を適切な規模で取り組んでいたか。また、学生数が全国の大学の実践教育の場として適切な規模で進捗していたか。
- ② 参加校を増やす工夫や全国の学生を受け入れるための工夫がなされ、開かれた教育が実施されていたか。

(6) 実践教育を行う人材育成機能の強化

実践教育を広く全国に普及させるため、代表校（中核拠点）や連携校の教員はもとより、それ以外の大学の教員も対象とした実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）が推進されていたか。また、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成は適切に進捗していたか。

(7) 当初目標の達成状況

当初目標として設定したアウトプット・アウトカムが達成されたか。

(8) 内部・外部評価体制の構築

具体的な教育効果の検証を行うための明確な成果指標を設定し、自己点検評価を徹底するとともに、活動状況を客観的に検証・評価するために、関係大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者からの検証・評価を実施する仕組みを構築し、その事業の検証や評価の結果等を踏まえた必要な改善策を講じていたか。

(9) 運営拠点や他分野との連携

運営拠点や他分野との協力関係を構築し、本プログラム一体としてネットワーク形成・人材育成を推進していたか。

(10) 補助期間終了後の継続的な事業実施

形成したネットワークについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うための当初の方針及び計画の実現に向けて、予定通り実施していたか。

(11) 平成30年度中間評価結果の評価コメントを踏まえた取組を実施し、適切に対応していたか。

## 2. 評価

書面評価においては、委員は評価項目毎に次の評語を付す（表1、2）。委員会は選定大学の取組毎の評語を集計し、合議審査の参考とし、審議を尽くして評価結果（案）を作成する（表3）。その後、評価結果（案）を各選定大学に提示し、評価結果を決定する。

表1 運営拠点（1）～（7）、中核拠点（1）～（10）の評価項目毎に付す評語

評語	程度
s	計画以上に進捗し、当初の目標以上の効果・成果が得られたと判断される。
a	計画どおりに進捗し、当初の目標であった効果・成果が得られたと判断される。
b	計画どおりに進捗していない部分があり、当初の目標であった効果・成果としては不十分と判断される。
c	計画どおりに進捗せず、当初の目標の効果・成果が得られなかったと判断される。

表2 運営拠点（8）、中核拠点（11）の評価項目毎に付す評語

評語	程度
s	適切に対応されており、それによる効果・成果が得られたと判断される。
a	適切に対応されたと判断される。
b	対応が不十分と判断される。
c	全く対応されていないと判断される。

表3 評価結果

評語	程度
S	当初の事業目的を達成することができ、当初目標を上回る効果、成果が得られたと判断される。
A	当初の事業目的を達成することができ、当初目標の効果、成果が十分に得られたと判断される。
B	当初の事業目的のうち一部を達成することができなかったと判断される。

C	当初の事業目的を全く達成することができなかったと判断される。
---	--------------------------------

その他、評価の実施に必要な事項は委員会において定める。

## V その他

### 1. 開示・公開等

#### (1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

評価に係る審議は原則非公開とする。

#### (2) 評価結果の公表等について

評価結果は、評定と評価コメント等を代表校に通知するとともに文部科学省ホームページ等にて公表する。

#### (3) 委員の公表について

委員の氏名等については、評価結果の通知等とともに公表することとする。

### 2. 利害関係者の排除等

各選定大学の取組に利害関係のある委員（以下の①～③に該当）は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該取組の評価には参加しないこととする。

①委員が当該取組を実施する大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

②委員が当該取組を実施する大学・大学を設置する法人等の役員として在職（就任予定を含む。）又は3年以内に在職していた場合

③その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

### 3. 情報の管理、守秘義務、事後評価調書等の用途制限

(1) 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報を外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、各種資料については、自宅又は研究室等において厳重に保管

し、盗難や紛失の恐れがないよう、極力外部に持ち出さないこととする。また、電子データについては転送や複製を行わず、評価終了後には必ず削除するものとする。

(3) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。

## 面接評価実施方法

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)」の面接評価については基本的に以下の方法により行うものとする。

### 1. 面接評価の進め方

#### (1) 時間の配分

- ①説明者からの説明・・・・・・・・・・10分以内
  - ②質疑応答・・・・・・・・・・20分以内
- 合計30分以内

#### (2) 説明者

- ①説明者は、取組内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ②出席者は、原則として代表校の取組担当者(事業推進責任者)、連携校等の関係者を含め、5名程度とする。

#### (3) 説明内容及び資料

説明者は、事後評価調書等に基づき、特色のある取組内容や事前の質問事項(面接評価に際し、事前に委員会から、取組の内容等について個別に質問事項が提示された場合)等について説明するものとする。その際、別途、図表等の資料を用いる場合は、必要最小限のものとする。

### 2. 面接評価に当たっての留意事項

#### (1) 説明者の説明が終了してから、質疑応答を行う。

(2) 質疑応答では、書面評価及び大学側の説明を踏まえ、さらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。また、この「質疑応答」の時間帯は、質問の時間に充てるものとし、委員会側から当該取組内容に対し意見(評価)を述べることはしない。

#### (3) 説明者の説明10分以内、質疑応答の時間20分以内は厳守する。

### 3. その他

面接評価の実施方法については、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、オンラインで実施する場合がある。